

「年金業務の運営に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要

令和3年5月31日

(勧告先) 厚生労働省 (勧告日) 平成30年12月25日 (回答日) 1回目: 令和元年7月5日 (改善状況は令和元年6月28日現在)
2回目: 令和3年5月18日 (改善状況は令和3年5月11日現在)

- 年金業務の運営に関し、**保険料の納付率の更なる向上や、無年金者・低年金者の発生の抑止**を図るとともに、年金業務に対する国民の信頼回復の観点から、**当省の行政相談に寄せられた苦情等に対応する事項も含め、これらに関連する取組の状況について調査を実施し、平成30年12月に、厚生労働省に対し勧告を行った。**
⇒ 調査結果の詳細は、総務省ホームページをご参照ください。
(参照URL: https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_181225-1.html#kekkahoukou)
- **本勧告では、厚生労働省に対し17の項目について改善を求めており、これらの項目について、勧告後2年余の時点での措置状況を把握したところ、おおむね必要な改善措置が講じられている。**
- ただし、「令和3年度中に結論を得る」とされているものなど5項目(注)については、**適切な時期に改めて取組状況の確認を行う。** (注)次頁以降の「主な改善措置状況」において、冒頭に「◎」を付した項目

<主な内容> (※ 詳細は次頁以降)

1. 国民年金保険料の的確な収納(納付率の向上)

【20歳に到達した者に対する年金の加入手続の見直し】

⇒ 関係省令を改正し、令和元年10月以降、被保険者による資格取得届の提出を不要とする措置(職権適用による資格取得処理)を開始

2. 無年金者・低年金者の発生抑止

【追納制度の利用を促進する方策の検討】

⇒ これまでの対策の分析を行い、追納勧奨の効果が高いとされた層を新たな対象として追加し、追納勧奨状を送付

3. 業務運営に対する国民の信頼性の確保

【口座振替による前納の受付時期等の見直し】

⇒ マイナポータルによるインターネットを利用した口座振替の手続の実現と併せて、口座振替による前納の受付時期の見直しなどの措置の実現を図るべく、検討を進める(令和3年度中に結論)。

1. 国民年金保険料の的確な収納（納付率向上）

主な勧告内容（調査結果）

【20歳到達者に対する適用業務の見直し】

業務の効率化や20歳到達者の加入手続の利便性向上を図るため、資格取得の届出制度など、20歳到達者に対する現在の被保険者資格の取得の仕組み等を早期に見直し、その実現を図る必要

- ✓ 自主的に被保険者資格の届出を行っている者と職権適用を行っている者はそれぞれ半数程度
- ✓ 調査対象45年金事務所のうち、20歳到達者への戸別訪問等業務（資格取得の届出を促す業務）を22事務所が未実施（平成29年度）

【収納対策の的確な実施】

更なる納付率向上に向けて、口座振替の利用促進を図るため、口座振替の開始手続を容易にすることや、保険料収納に関する効果的な取組の全国の年金事務所への展開などの措置を講じること。

- ✓ 口座振替実施率が高いほど現年度納付率も高くなるとの分析結果から、収納対策として口座振替の利用促進の効果が高いことを示唆
- ✓ 口座振替の利用促進を図る取組として、開始手続の簡略化等を求める意見あり

主な改善措置状況

（前回）

- 日本年金機構（以下「機構」という。）の第3期中期計画（平成31年3月策定）等に「住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者に対し、届出勧奨を行うことなく、資格取得の手続を実施する」旨を明記

（今回）

- 令和元年10月以降、住民基本台帳情報により確認できた20歳到達者を対象に、**資格取得届の提出を不要とするよう関係省令を改正（令和元年9月）**
この改正を受け、機構において、届出勧奨及び資格取得の届出の事務処理工程を省略し、**職権適用による資格取得処理を開始**
- 新たに被保険者となった20歳到達者に対する納付意識向上のため、機構は、職権適用後の通知のタイミングで年金に係る**制度説明を行う等の訪問活動の実施**を令和2年度に計画
ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、その代替措置として、**電話による制度説明**を実施

（前回）

- 第3期中期目標（平成31年3月策定）において、「口座振替の利用促進」「効果的な勧奨を行うための対象者などの分析」を明記

（今回）

- ◎ より容易な口座振替等の開始手続として、インターネットを活用した手続の実現を検討。**マイナポータルを活用した口座振替等の手続の実現**に向けて検討を行い、金融機関や関係行政機関等と調整の上、**令和3年度中に結論を得る。**
- 検証の結果、未納月数が短期の者ほど特別催告状（注）の送付による収納の効果が高いことが確認できたため、令和元年度に、未納期間が**2か月又は4か月間の新規未納者を新たな対象として**、機構本部から催告文書を一律に送付。今後も取組事例の検証を進め、効果的な取組を全国に展開していく予定

（注） 長期間保険料納付のない者や免除申請のない者等に対し送付する催告文書

2. 無年金・低年金者の発生抑止

主な勧告内容（調査結果）

【的確な情報に基づく免除審査等の実施】

無年金者の発生を抑止する観点から、番号利用法に基づく情報連携の開始までの間の継続免除等審査に係る事務を的確に実施すること。

また、生活保護情報^(注)の提供の協力を得られていない市町村を把握するとともに、市町村から生活保護情報の提供を受けられるような方策を検討すること。

- ✓ 継続免除等審査は、7月1日以降に確認が行われた所得情報等による必要があるが、市から、7月1日より前の世帯状況に基づく情報の提供を受ける例あり
- ✓ 調査対象年金事務所の約4割が市町村から生活保護情報の提供を受けられていない。

^(注) 生活保護の生活扶助を受けている被保険者は、国民年金保険料の法定免除の対象となっている。

【追納制度の利用の促進】

低年金者の発生を抑止する観点から、追納制度^(注)の利用促進を図るため、利用者の把握・分析等を行い、効果的かつ効率的な追納勧奨の方策を検討すること。

- ✓ 1割程度の年金事務所が追納勧奨状の送付を行っておらず、追納勧奨状の送付計画が形骸化している例などもみられる。
- ✓ 追納制度の詳細な利用状況が把握されておらず、制度の利用者や追納が必要と考えられる層の分析も未実施
- ✓ 免除制度を知る者のうち、追納制度を知っている者は5割強

^(注) 保険料の納付義務を免除等された期間がある場合に、当該期間について後から納付する制度。追納により、将来受給できる年金額の増額が可能

主な改善措置状況

（前回）

- 継続免除等審査を的確に実施するため、機構本部から年金事務所に対し、適切な所得情報等の提供を求める統一的な文書によって市町村に依頼することを指示するとともに、地方厚生局を通じて、管内市町村にも周知
- 機構に対して通知を発出し、生活保護情報の提供の協力を得られていない市町村及びその理由を把握するための調査を実施中

（今回）

- ◎ 令和3年度から、**番号利用法に基づく情報提供ネットワークシステム**を用いた継続免除等審査ができるよう、関係機関と調整の上、検討・準備
- 令和2年3月に地方厚生局に対して通知を発出し、機構からの**生活保護情報の提供依頼への協力**について管内市町村に周知するよう指示するとともに、都道府県等の生活保護担当課に対し、年金事務所からの情報提供依頼に対し必要な協力を行うよう依頼する文書を発出
その結果、年金事務所に対して**生活保護情報を提供した市町村数が大幅増加**
(注)・法定免除の的確な実施のため、引き続き、市町村への協力依頼を実施

^(注) 平成31年3月末：1,197市町村（全市町村の68.8%）→令和2年10月末：1,663市町村（同95.5%）

（前回）

- 中期目標に「追納制度のこれまでの対策の分析を行い、効果的・効率的な追納勧奨を実施すること」を明記
- 機構において、追納勧奨の効果が低い層について分析した結果、20歳代後半から30歳代前半の被保険者に対する追納勧奨の効果が高いことが判明

（今回）

- 令和元年度は、従来から実施している2年目及び9年目の免除等期間を有する者に加え、大学卒業からおおむね5年を経過した**27歳到達者を新たな追納勧奨の対象として追加し、全年金事務所から追納勧奨状を送付**
- 令和元年度の追納制度利用者は、**16.6万人（平成30年度）から18.5万人に増加**。今後も追納勧奨について効果の検証を行い、**新たな対象者の選定を検討**するなど、追納制度の利用促進に着実に取り組む。

3. 業務運営に対する国民の信頼性の確保

主な勧告内容（調査結果）

【事務処理誤り等発生後の迅速かつ的確な処理】

事務処理誤り等発生後の処理を迅速化するため、**本来のルールに沿わない取扱いをする事案の定型化や個別協議事案(注)の絞り込み等を行うこと。**

- ✓ 事務処理誤り事案の処理に長期間要している事案あり
- ✓ 個別協議事案の中には、処理に複雑な判断を要しないと考えられるもの等が複数あり

(注) 「業務処理要領」（統一業務マニュアル）では、国民年金の特定事由該当申出制度の対象とならない事務処理誤り等は、年金事務所から機構本部にその処理方針について個別協議を行うこととされている。

なお、特定事由該当申出制度とは、特定事由により保険料納付等ができなかった場合、被保険者等が厚生労働大臣にその旨を申出、同大臣が承認したときは、保険料納付等が可能となるもの

【所在不明となった年金受給権者の的確な把握】

後期高齢者医療の利用情報の活用等、所在不明となった年金受給権者を的確に把握するための方策を検討するとともに、所在不明届の提出までに長期間要している場合はその理由・経緯等の把握に努めること。

- ✓ 平成22年（後期高齢者医療の情報を利用）、25年（介護保険料の情報を利用）に全国の受給権者の生存確認等調査を実施して以来、同様の調査は未実施
- ✓ 所在不明届の提出までに長期間要し、一時差止めまでに多額の年金が支給されてしまっている例あり

主な改善措置状況

(前回)

- 年金事務所の処理を迅速化するため、個別協議事案として多くを占める1類型(注)については、対応方針が既に確立しているため、機構本部から年金事務所に対し、本部への個別協議を不要とすることを指示(平成31年3月)

(注) 「強制加入期間として納付したが、当該期間が後に任意加入期間と判明した場合」等における国民年金法（昭和60年改正前）附則第6条の2に係る事案

(今回)

- 機構本部において更なる事案の類型分けを進め、**全ての個別協議事案を7類型に整理し、うち3類型(注)については、令和2年7月以降、国民年金部への個別協議を不要とし、地域部(15部署)での分散処理等を可能**とすることで、年金事務所における事務処理誤り等発生後の処理を迅速化

(注) 事務処理誤りにより口座振替又はクレジットカードによる納付が行われず保険料の前納ができなくなった事案など

(前回)

- 後期高齢者医療を一定期間利用していない者の情報等を活用した定期的な調査を令和2年度に実施できるよう、具体的な調査方法を検討中

(今回)

- **上記の定期的な調査**を3年程度の間隔で実施することとし、令和2年7月に調査対象を抽出。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点も踏まえつつ、訪問調査の実施に向けて調整中

- 所在不明の日から所在不明届の提出まで3か月以上経過していた提出者に対する**提出遅延に係る実態把握**を実施(平成31年3月～令和元年8月)

その結果、「所在不明届の提出が必要なことを知らなかった」とする回答が全体の6割強、提出が必要と知ったきっかけが「年金事務所や市町村での説明」との回答が全体の7割を占めたことを踏まえ、**年金事務所や市町村窓口での所在不明届の提出を促す説明**の継続的な実施や、**市町村窓口への広報用チラシの設置、広報誌等への掲載**などの措置を実施

主な勧告内容（調査結果）

（国民からの行政相談を端緒とした事案）

【2回目の失業特例免除申請時の添付書類の省略】

申請者の負担軽減を図るため、失業特例免除の承認を受けた者が次免除年度に同一の離職の事実に基づき免除の申請を行う場合、離職票等の提出を求めない取扱いとする必要

（相談内容）

- 失業特例免除申請時に離職票の写しを提出して承認されたが、次免除年度に同一の失業事由による申請をした際にも、再度、離職票の添付を求められた。

【口座振替による前納の見直し】

被保険者の利便性の向上を図る等の観点から、口座振替による2年前納の受付時期の見直しや、任意の月から当年度末又は翌年度末までの口座振替による前納の申出の受付について検討する必要

（相談内容）

- 3月に20歳になったので、割引額が有利な口座振替による2年前納を利用しようとしたが、申込受付が2月末で終了しており、利用できなかった。

主な改善措置状況

（前回）

- 令和元年10月から経過管理システム(注)上で離職票等の添付書類の画像化を開始。次免除年度以降に同一の失業事由に基づく申請が提出された場合、添付書類を不要とする予定

（注） 被保険者から提出される届書や申請書について、審査・決裁に係る電子決裁処理及び受付から結果の通知までの処理の経過を一元管理するシステム

（今回）

- ◎ 経過管理システム上で前回申請時の離職票等の画像データの確認は可能となったが、画像検索に課題があることが判明。このため、離職票等の画像データが自動的に参照されるよう、令和3年度以降、追加的な**システム開発を実施**（令和3年度予算にシステム開発経費を計上）
失業特例免除の承認を受けた者が次免除年度に同一の離職の事実に基づき免除の申請を行う場合には、**令和4年度中に、離職票等の提出を求めない取扱いとする予定**

（前回）

- 口座振替開始の受付完了までの期間の短縮を図るため、一部の自治体で導入されている口座振替の申込みサービスの調査等を実施

（今回）

- ◎ 口座振替による前納の申出の受付から、口座振替を開始する受付完了までの期間を短縮させるため、**マイナポータルによるインターネットを利用した口座振替の手続の実現に向けて検討を行い、令和3年度中に結論を得る。**
また、上記と併せて、口座振替による2年前納の受付時期の見直し及び任意の月から口座振替の前納申出を受け付けることができる措置の実現を図るべく検討を進め、**令和3年度中に結論を得る。**

主な勧告内容（調査結果）

（国民からの行政相談を端緒とした事案）

【前納保険料の口座振替の中止】

被保険者及び年金事務所双方の負担軽減を図るため、前納保険料の口座振替利用者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止の手續を執る取組を全年金事務所で実施することを促進

（相談内容）

- ▶ 企業に就職し、厚生年金保険に加入したが、口座振替中止に係る辞退申出書を提出していなかったため、手續が間に合わず、2年分の前納保険料（約40万円）を一旦引き落とした後、後日還付するとされた。

【納付（追納）順を誤った追納保険料の取扱い】

被保険者等の負担軽減を図るため、納付順について周知徹底するとともに、納付順を誤った場合に保険料を一律に還付処理とする取扱いを見直すこと。

（相談内容）

- ▶ 免除期間の追納をしたところ、年金事務所から納付順が異なるとして還付請求をした上で、再度追納することを求められた。

主な改善措置状況

（前回）

- 口座振替辞退申出書の提出がない場合も口座振替の停止処理等を早期に行うため、平成31年4月から機構において、業務量に応じた職員の増員や業務用端末機器の増設等を実施し、厚生年金保険の資格取得届の処理を迅速化

（今回）

- 緊急停止は、前納保険料の過誤納金（注）の発生防止を図る上で重要な取組であることを踏まえ、全年金事務所で当該取組が実施されるよう、令和3年3月に**その手順も含めて改めて周知徹底**し、緊急停止の手續を執る取組を促進
- このほか、過誤納金の発生防止の効果がみられる取組については、改めて、機構の各拠点における好取組の事例報告を求めるとともに検証し、**促進事例と判断される場合には、全年金事務所に周知**を図る予定
- ◎ また、過誤納金が発生した場合に口座振替利用者に速やかに還付する方法についても検討を進め、**令和3年度中に結論を得る。**

（注） 左記の相談内容の場合、厚生年金保険に加入していれば本来納付する必要のない国民年金保険料を納付するという意味において、過誤納金が発生

（前回）

- 機構において、納付順を誤って追納した保険料を還付せず、最も古い期間から充当するためのシステム改修を実現した場合の影響調査を平成31年2月から実施。今後、調査結果を踏まえてシステム改修を実施予定

（今回）

- 追納するときには、先に経過した月の分から順次納付しなければならないことを周知徹底するため、機構本部で**注意事項を記載したチラシ**を作成。被保険者に追納保険料の納付書を送付する際、これを同封するよう年金事務所に指示
- 納付（追納）順を誤って追納した場合の保険料の**一律還付の取扱いを見直し**、追納申込期間のうち最も古い期間から保険料を充当する取扱いとするための**システム改修**を令和3年2月に完了。同月から納付順を誤った追納保険料は**還付せず充当できる取扱い**とした。

年金業務の運営に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－ の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成29年10月～30年12月
- 2 対象機関 調査対象機関：厚生労働省
関連調査等対象機関：日本年金機構（本部、事務センター（12）、年金事務所（45））、市及び特別区（34）、事業者（未納者への納付督促業務を受託している民間事業者（3））

【勧告日及び勧告先】 平成30年12月25日 厚生労働省

【回答年月日】 令和元年7月5日 ※ 改善状況は、令和元年6月28日現在

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 令和3年5月18日 ※ 改善状況は、令和3年5月11日現在

【調査の背景事情】

- 国民年金制度は、全ての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失又は減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする、政府が管掌する公的年金制度
- 国民年金の保険者は政府（厚生労働省）であり、国民年金事業の財政責任と管理責任を負っているが、国民年金の適用、年金保険料の徴収、年金給付の裁定、給付等の事務の権限は、国民年金法（昭和34年法律第141号）及び日本年金機構法（平成19年法律第109号）の規定に基づき、厚生労働大臣から、平成22年1月に発足した日本年金機構（以下「機構」という。）に委任又は委託され、機構がこれらの事務を実施
- 厚生労働大臣が定める、「中期目標」では、国民年金保険料の収納対策が「従来からの懸案事項」とされ、低水準にとどまっている保険料納付率の速やかな引上げが求められている。このため、機構では、「中期計画」において、効果的かつ効率的な納付督促の実施、保険料納付義務の免除・猶予制度の利用促進等の収納対策を進めることで、目標期間中、現年度納付率について60%台半ばを、最終納付率について各年度の現年度納付率から5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指すことと規定
- 一方、保険料の納付義務を免除・猶予された期間がある場合には、保険料を全額納付した場合と比べ将来受け取れる年金額が低くなることから、当該期間の保険料について後から納付（追納）する制度が設けられているが、その利用状況等は不明
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、機構における中期計画等に基づく業務運営を評価するとともに、保険料納付率の向上、無年金者及び低年金者の発生抑止並びに機構への信頼性の向上を図る観点から、国民年金の適用、国民年金保険料の収納その他の業務運営の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 国民年金保険料の的確な収納</p> <p>(1) 20歳到達者に対する適用業務の見直し (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、20歳到達者の被保険者資格取得に係る業務の効率化及び20歳到達者の加入手続の利便性向上を図る観点から、資格取得の届出制度や戸別訪問等業務など20歳到達者に対する現在の適用の仕組みや業務の在り方について、これまでの適用対策の取組で得られた知見等も活用して保険料納付意識の向上を図りつつ早期に見直し、その実現を図る必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1号被保険者は、その資格取得に関する事項を市町村長に届け出る義務あり(国民年金法)。また、機構において、勧奨を行っても当該届出がない場合については、一定期間経過後、資格取得又は種別変更(以下「職権適用」という。)を実施(同法) ○ 中期計画及び年度計画では、20歳到達者について、被保険者資格取得の届出がない場合の資格取得手続等を確実に促進することを規定 ○ 機構は、適用業務について「重点目標」を策定し、①年金事務所に特定業務契約職員を配置し、当該職員が、20歳到達者等に対して、戸別訪問や電話による年金制度の説明並びに資格取得届等の届出の勧奨及び受理を行う業務(戸別訪問等業務)、②20歳到達者等に対する職権適用業務などの業務の実施を規定 	<p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒ : 「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 現在、20歳到達者の加入手続は、本人による届出を基本としているため、①誕生月前の届出勧奨、②提出された資格取得届の処理(及び誕生月翌月の届出のない者に対する職権適用処理)、③年金手帳送付、④国民年金保険料の納付書送付を行っている。</p> <p>資格取得の届出勧奨から本人による資格取得届出を受け、最終的に納付書が被保険者に届くまでに複数の事務処理工程があるため時間を要している状況が生じている。</p> <p>さらに、一定期間本人からの届出がない者については職権適用処理により本人に代わって機構において加入手続を行っており、20歳到達者の半数がこれによるものである。このような実態を踏まえ、令和元年10月から20歳到達者の被保険者資格取得に係る事務処理の見直しをすることとし、関係省令を改正するための手続を進めているところである。</p> <p>見直し後は、誕生月の前々月に入手した住民票情報により把握した20歳到達者に対して、①誕生月前の届出勧奨及び②資格取得の届出の二つの事務処理工程を省略し、職権適用処理により資格取得処理を実施する予定である。なお、見直し後の資格取得処理以降の事務としては、年金手帳を送付するとともに、被保険者となった旨を国民年金保険料納付書に同封して通知することとなる。現在、事務処理の見直しの実施に向けて機構のシステム改修を進めているところである。</p> <p>また、これまで戸別訪問は、届出勧奨を行う際に行ってきたところであるが、今後は、納付意識向上のため、年金事務所において、職権適用後に</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間に於ける 20 歳到達者による被保険者資格取得の届出状況の推移をみると、自主的に当該届出を行っている者の割合は 20 歳到達者全体の半数程度 ○ 調査対象の一部の年金事務所において、「20 歳到達者については、自主的な届出がない場合には職権適用されるため未資格者にはならないことから、戸別訪問等業務の対象から除いている」等の理由で 20 歳到達者に対する戸別訪問等業務を未実施の事例あり（平成 28 年度 15 年金事務所、29 年度 22 年金事務所） ○ 調査事例 80 件（注）のうち、戸別訪問や電話により対象者本人又はその家族等に接触でき、その後対象者が自ら資格取得を届け出たものは 13 件（16.3%）にとどまっており、対象者本人又はその家族等に接触できなかったものが 25 件（31.3%）あり <small>（注）平成 29 年 4 月に 20 歳に到達する者に対して戸別訪問等業務を実施していない年金事務所等を除く 16 年金事務所において、当該 20 歳到達者を無作為に抽出</small> ○ 機構では、住基ネットにより把握した 20 歳到達者については、資格取得の届出を不要とし、職権適用とした上で、その旨を当該被保険者に通知する仕組みに改めることを検討中 	<p>送付される被保険者となった旨の通知及び納付書が被保険者に到達する前後のタイミングで、保険料納付義務、口座振替制度、学生納付特例などの制度説明を被保険者に対して行う等の訪問活動を実施していく予定である。</p> <p>さらに、「日本年金機構中期目標」（平成 31 年 3 月 1 日。以下「中期目標」という。）において、「20 歳到達者に係る国民年金への加入手続の利便性の向上及び機構における資格取得業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した 20 歳到達者の情報に基づき、的確な適用を行うこと。」とした。</p> <p>また、機構では、中期目標に基づき、「日本年金機構中期計画」（平成 31 年 3 月 29 日。以下「中期計画」という。）において、「住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した 20 歳到達者のうち、第 1 号被保険者に該当する方に対し、届出勧奨を行うことなく、速やかに資格取得の手続を実施する。」とし、「日本年金機構平成 31 年度計画」（平成 31 年 3 月 29 日。以下「平成 31 年度計画」という。）においては、「住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した 20 歳到達者については、平成 31 年 10 月から、機構で国民年金第 1 号被保険者となることが把握できた方については、届出勧奨を行うことなく、速やかに資格取得の手続を実施する。」とした。</p> <p>⇒ 令和元年 9 月に国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）を改正し、同年 10 月 1 日から、20 歳に達したことで国民年金の第 1 号被保険者の資格を取得する者について、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9 の規定に基づき地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳情報の提供を受けることにより当該者が 20 歳に達した事実を確認できるときは、当該者が行うこととされている第 1 号被保険者の資格取得届</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>の提出を不要とした。</p> <p>この改正を受け、機構においては、誕生日の前日の属する月の前々月に入手した住民票情報により把握した 20 歳到達者に対して、①誕生日前の届出勧奨及び②資格取得の届出の二つの事務処理工程を省略し、職権適用処理による資格取得処理を開始した。</p> <p>その結果、機構で第 1 号被保険者となることが把握できた 20 歳到達者について、令和元年 10 月以降、誕生月に資格取得処理を行い、資格取得処理日の翌週に年金手帳を送付（注）するとともに、国民年金制度の周知を図るために新たに作成した「国民年金加入のお知らせ」などを国民年金保険料納付書に同封して資格取得を通知した。</p> <p>（注） 令和 2 年 6 月の国民年金法の一部改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）により、年金手帳は廃止され、その代替として基礎年金番号通知書の送付へと切替えが行われることになっている。</p> <p>また、戸別訪問は、これまで届出勧奨を行う際に行ってきたところであるが、令和 2 年度においては、納付意識向上のため、年金事務所において、職権適用後に送付される被保険者となった旨の通知及び納付書が被保険者に到達する前後のタイミングで、保険料納付義務、口座振替制度、学生納付特例などの制度説明を被保険者に対して行う等の訪問活動の実施を計画していた。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、現在、年金事務所では、訪問活動の実施に代えて、20 歳到達者の電話番号の提供を市町村へ依頼し、提供のあった被保険者に対して電話による制度説明を実施しているところである。</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(2) 国民年金保険料の収納対策の的確な実施 (勸告要旨)</p> <p>厚生労働省は、今後、更なる保険料納付率の向上を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 次期中期目標において口座振替による保険料納付を促進する旨を定めるとともに、機構に対し、次の取組を実施するよう指導するなど、口座振替の利用促進を図るための取組の強化を図ること。</p> <p>i 次期中期計画において、現行の中期計画を上回る水準の口座振替に係る具体的な目標を掲げること。</p> <p>ii 口座振替の申出手続をより容易にするよう措置すること。</p> <p>② 機構に対し、一部の年金事務所において実施されている保険料の収納対策の取組について、その効果を検証し、効果的な取組については、積極的に全国の年金事務所へ展開していくよう、指導すること。</p> <p>③ 関係機関との協力・連携に係る取組について、その実態を把握・分析し、年金事務所が的確に実施できるような方策を検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>(保険料の納付方法)</p> <p>○ 保険料の現年度納付率は、上昇しており（平成 25 年度 60.89%→29 年度 66.34%）、28 年度、29 年度ともに現年度納付率の目標を達成</p> <p>○ 厚生労働大臣は、被保険者から口座振替等を希望する旨の申出があった場合には、これらの申出を承認することが可能（国民年金法）</p> <p>○ 被保険者のニーズに応じた多様な納付方法を整備することは保険料納付率の向上に寄与するとされており、納付書による納付のほか、納付書によらない納付（口座振替、クレジットカード）が可能</p> <p>○ 納付書による保険料の納付は、銀行等の金融機関及び郵便局で行える</p>	<p>→① 中期目標において、「国民年金保険料の口座振替の利用を促進するとともに、効果的な勧奨を行うための対象者などの分析を行うこと。さらに、口座振替及びクレジットカード納付の申出手続について、より容易にするよう措置すること。」として、口座振替による保険料納付を促進する旨を明記した。</p> <p>また、中期計画において「口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストア及びインターネットバンキングによる納付方法を周知し、これらについての利用促進を図る。特に、口座振替の実施率については、中期目標期間中、毎年度の実施率が前年度を上回る水準を確保することを目指す。」ことを目標として位置付けた。なお、同目標を達成するために以下の取組を実施することとした。</p> <p>i) 口座振替及びクレジットカード納付については、より容易な申出手続の方法について検討する。</p> <p>ii) 割引率の高い口座振替による前納制度の有利性について、国民に分かりやすい広報を実施し、利用促進を図る。</p> <p>具体的には、口座振替の実施率向上を図るため、平成 30 年度に実施した口座振替の利用を促すインターネット広告を令和元年度も実施する予定である。また、国民健康保険料の口座振替開始手続において導入されているサービス（金融機関のキャッシュカードを専用の端末機に読み込ませ、暗証番号を入力するだけで簡単に口座振替の申込みができる。）の導入を検討するため、機構本部において実際に同サービスを導入している機関（地方公共団体等）への訪問調査を平成 31 年 4 月から開始しているところ。</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>ほか、コンビニエンスストアや電子納付も可能 (行動計画に規定されている収納対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構は、毎事業年度の行動計画において、①現年度納付率を前年度納付率から 1.0 ポイント以上向上させること、②口座振替実施率を前年度と同等以上の水準とすること、③前年度及び当該年度に最終催告状(注)を送付した者の 20%以上から口座振替を獲得すること等の目標を設定 (注) 所得がありながら保険料を納付しない者に対して行う強制徴収業務の一環として、自主納付を促す最後の催告文書であり、記載した指定期限までの納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分を開始することを明記 ○ 上記目標を達成するため、毎事業年度の行動計画において、①新規・短期未納者等への納付書の送付等の必須対策、②地域事情等を踏まえて行う独自対策、③受託事業者との連携、④口座振替の促進や各種届書への被保険者の電話番号の記載についての市町村(特別区を含む。)への協力依頼等の関係機関との協力・連携等を規定 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必須対策については、おおむね着実に実施されているが、一部の取組については、6割から7割の年金事務所での実施にとどまっている状況 ○ 独自対策については、ほとんどの年金事務所で開催されている取組がある反面、実施している年金事務所が5割を下回っているものが一部あり。なお、厚生年金資格喪失者を抽出して納付書を送付する、未納者への納付相談会を開催するなどの工夫をしている例あり 口座振替等の利用促進を図るための取組は、各取組によって全体の4割から6割が実施 ○ 関係機関との協力・連携に係る取組は、実施できていないとする年金事務所が比較的多い状況 ○ 単回帰分析の結果、口座振替実施率が1%高くなると現年度納付率が 	<p>⇒① 口座振替については、より容易な申出手続を可能とすべく、機構本部において、引き続き、金融機関のキャッシュカードを専用の端末機に読み込ませ、暗証番号を入力するだけで簡単に口座振替の申込みができるサービスの検討を行った。しかし、費用対効果の面や、現在、規制改革において全ての行政手続の書面・押印・対面の見直しが進められている点等を考慮し、年金事務所での対面での手続を前提とする同サービスの導入は難しいと判断した。</p> <p>また、上記の措置の検討と併せて、口座振替及びクレジットカード納付について、インターネットを利用した申出手続を可能とする方策を検討することとし、「日本年金機構令和2年度計画」(令和2年3月31日)に明記の上、具体化に向けた検討を進めている。インターネットによる手続の実現には本人確認の方法が課題であるため、その解決策として、令和4年度末までに先行的に導入が予定されている国民年金保険料の免除申請手続ではマイナポータルを活用する方針となったことを考慮して、マイナポータルを活用した申出手続の実現に向けて課題を検討し、金融機関や関係行政機関等と調整の上、3年度中に結論を得る。</p> <p>なお、口座振替等の広報については、口座振替の利用を促進するため、平成30年度に引き続き、令和元年度及び2年度もインターネット広告を実施した。</p> <p>また、口座振替勧奨は、従来、優良納付者及び短期未納者を対象に口座振替申出書及び案内リーフレットを同封して実施していたが、令和元年度は、これらに加え、新たに新規2か月未納者への催告文書に口座振替に係る周知文を記載したほか、新規4か月未納者への催告文書に口座振替申出書及び口座振替に係る周知用リーフレットを同封するなどの取組を実施した。</p> <p>令和2年度は、これらの取組に加え、文書による口座振替勧奨後、電</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>0.847%高くなるという関係にあることから、行動計画に基づく収納対策として口座振替の利用促進の効果が高いことを示唆</p> <p>○ 調査した市からは、口座振替の利用促進を図るための取組として、口座振替の開始・停止に係る期間の短縮、口座振替申出手続の簡略化等を求める意見あり</p>	<p>話及び戸別訪問によるフォローアップの勧奨を実施することとし、電話によるフォローアップの勧奨を2年8月から実施している。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、現在、戸別訪問の実施は延期している。</p> <p>→② 本行政評価・監視を踏まえ、平成30年は毎月、保険料の収納対策の取組が未納者属性に応じた効果的・効率的なものとなるよう、機構本部において、年齢、所得及び未納月数別に未納者数を分類した資料や特別催告状の効果測定結果を示した資料等を作成し、年金事務所に情報提供した。また、平成30年5月、年金事務所の収納対策に資する新たな資料として、過去2年分の特別催告状の送付に係る取組状況や各年金事務所における効果測定結果を比較することができる資料を作成し、未納者属性に応じた収納対策の促進を図った。</p> <p>また、「行政評価・監視の勧告内容に係る対応方針について」（平成31年2月28日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知）（以下「平成31年課長通知」という。）により、機構に対し、「一部の年金事務所において実施されている保険料の収納対策の取組について、その効果を検証し、効果的な取組については、積極的に全国の年金事務所へ展開する」よう要請した。これを受け、機構において、事業推進本部会議の場を活用し、一部の年金事務所で実施されている好取組事例の効果を検証し、効果的な取組について全国の年金事務所へ展開していくことを検討していく。</p> <p>⇒② 機構本部において、平成30年10月に、特別催告状を送付したことによる効果を未納月数別に整理したところ、未納月数が短期の者ほど取組効果が高いことが確認できた。このため、令和元年度は、全国で統一的</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>に行う新たな取組として、4月以降に新たに未納となり、未納月数が2か月及び4か月となった未納者に対して、機構本部から催告文書を一律に送付（計約102万件）した。</p> <p>また、令和元年12月には、未納者が多い年金事務所のうち、保険料の収納対策の取組について、実績が好調な6年金事務所の国民年金課長を機構本部に招集し、意見交換会を開催して、好取組事例等を把握した。これらの好取組事例は、令和2年1月に全国の地域部長等を集めて開催した事業推進本部会議において紹介するとともに、全国の年金事務所へ展開した。</p> <p>令和2年度についても、機構本部等において取組事例を検証しており、3年度においても引き続き検証を行い、その結果を踏まえて効果的な取組を全国の年金事務所へ展開していく。</p> <p>→③ 機構において、平成31年度計画に「ハローワークとの連携を強化し、雇用保険説明会における被保険者種別変更届の届出勧奨や失業特例免除制度の説明などの取組を進める。」と明記した。</p> <p>また、市町村に協力要請を行い収納対策に効果的な被保険者の電話番号の提供を受ける取組が多く年金事務所で実施できていないことから、平成31年3月18日、機構本部から年金事務所に対して、市町村に対する電話番号の提供依頼状況の報告及び提供依頼が実施できていない場合はその理由について報告を求めた。同報告については、機構本部において年金事務所からの報告を取りまとめ、その実態を把握・分析の上、令和元年7月、同結果を踏まえた新たな実施方を厚生労働省に報告させる予定である。</p> <p>さらに、大学等における学生に対する学生納付特例の周知や、ハローワークが実施する説明会における失業者に対する種別変更や免除制度</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>の周知等の取組についても、平成 30 年度の大学やハローワークとの協力・連携に係る取組結果を機構本部において取りまとめ、その実態を把握・分析の上、令和元年 7 月、同結果を厚生労働省に報告させる予定である。</p> <p>⇒③ 令和元年 10 月、機構から、関係機関との協力・連携に係る取組について、その実態を把握・分析した結果に関する報告を受けた。</p> <p>これを踏まえ、市町村からの被保険者の電話番号の提供については、厚生労働省において、地方厚生（支）局に対し「電話番号の提供について」（令和 2 年 1 月 29 日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）を発出し、機構からの電話番号の提供依頼に対する協力について、管内市町村に対する周知依頼を行った。</p> <p>これを受けて、機構においては、令和 2 年 1 月、年金事務所に対し、市町村に電話番号の提供依頼を行うよう指示した。その結果、提供が可能となった市町村数は、平成 31 年 3 月末時点で 497 市町村（全市町村数の 28.5%）であったものが、令和 2 年 10 月末時点では 1,475 市町村（同 84.7%）となり、大幅に増加した。</p> <p>引き続き、機構において、定期的に市町村に対し電話番号の提供依頼を実施していく。</p> <p>ハローワークが実施する雇用保険説明会における失業者に対する種別変更や免除制度の周知等の取組については、平成 30 年度は 291 年金事務所（延べ 2 万 1,273 回）、令和元年度は 296 年金事務所（延べ 1 万 9,867 回）で実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用保険説明会が中止されている状況を踏まえ、機構は年金事務所に対し、令和 2 年 7 月に、ハローワーク窓口への臨時特例免除リーフレットの設置について協力依頼をするよう指示した。</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>2 無年金者・低年金者の発生抑止</p> <p>(1) 免除等制度の的確な運用の徹底 (勸告要旨)</p> <p>厚生労働省は、無年金者の発生を抑止する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 機構に対し、番号利用法(注)に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した行政機関等間の情報連携が開始されるまでの間における継続免除等審査に係る事務の取扱いに関し、次の点について指導すること。</p> <p>i 市町村に対して継続免除等審査に必要となる所得情報等の提供を依頼する場合には、提供を受ける所得情報等は7月1日以降に確認されたものである必要があることを明示すること。</p> <p>ii 年金事務所において、提供された所得情報等が市町村において確認された日を確認し、7月1日より前に確認された情報が提供されている場合には、改めて7月1日以降に確認された情報の提供を求める等により、継続免除等審査に係る事務を的確に実施すること。</p>	<p>今後、周知動画の作成・提供等を含め、更に効果的な周知方法について検討する。</p> <p>大学等における学生に対する学生納付特例の周知については、年金事務所において、職員が大学等に出向き、学生等を対象とした年金セミナーを実施し、年金制度の説明や学生納付特例申請の周知等を実施し、令和元年度は、大学、専門学校、高校など全国で延べ3,834回開催し、約26万人の学生等が受講した。また、令和元年12月、年金事務所に対し、大学等へ学生納付特例制度及び学生納付特例事務法人制度の協力を依頼するよう指示した。</p> <p>→① i) 令和元年6月、機構本部から年金事務所に対し、継続免除等審査に必要となる所得情報等の提供を依頼する際には、「7月1日以降に、7月1日時点の世帯状況に基づく前年度所得(1月1日時点)の提供を受ける必要がある」旨の統一した依頼文言を付した依頼書を作成した上で、市町村に依頼するよう指示した。</p> <p>また、継続免除等審査を的確に実施するため、厚生労働省において令和元年5月31日、地方厚生(支)局宛てに「継続免除等審査の的確な実施について」(令和元年5月31日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知)を发出し、「年金機構に提供する所得情報等は7月1日時点の世帯状況に基づき確認されたものであること」及び「所得情報提供媒体を返送する際の送付書等に所得情報を確認した日付を記載すること」を管内市町村に対して周知するよう指示した。</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>あわせて、機構に対し、上記の情報連携を通じて提供された所得情報等に基づき、継続免除等審査に係る事務を的確に実施するよう指導すること。</p> <p>② 機構に対し、生活保護情報の提供について協力を得られていない市町村及びその理由を把握し、その対応案を含め厚生労働省に報告するよう指導すること。これを受け、同省において、機構がこれらの市町村から生活保護情報の提供を受けられるような方策を検討すること。</p> <p>(注) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</p> <p>(説明)</p> <p>ア 継続免除等審査の的確な実施</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者が免除等の承認期間の終了後、引き続き当該期間と同一の事由により当該免除等を申請する旨を申し出たときは、引き続き当該免除等の審査を受けることが可能(国民年金法施行規則) ○ 継続免除等については、免除等の年度が7月1日から翌6月30日までとされていることから、前の免除等年度が終了した後の7月1日に申請がなされたものとして取り扱われ、その後の審査等を実施 ○ 継続免除等審査は、機構において、市町村から提供された申請者の所得情報等に基づいて実施し、その結果を申請者本人に通知 ○ 継続免除等審査において、市町村から機構に提供される所得情報等は、7月1日以降に確認が行われたものである必要あり <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市から7月1日より前の世帯状況に基づく所得情報等の提供を受け、当該情報に基づいて継続免除等審査を行っている例あり(13/36年金事務 	<p>⇒① i) 継続免除等審査を的確に実施するため、令和2年6月に機構本部から年金事務所に対し、元年度と同様の方法で市町村に対し所得情報等の提供を依頼するよう指示した。</p> <p>→① ii) 平成31年課長通知により、機構に対し、「年金事務所において、提供された所得情報等が市町村において確認された日について、7月1日より前に確認された情報が提供されている場合には、改めて7月1日以降に確認された情報の提供を求めること等により、継続免除審査に係る事務を的確に実施する」よう要請した。</p> <p>これを受け、令和元年6月、機構本部において、年金事務所に対し「提供された所得情報等が市町村において確認された日が、7月1日より前に確認された情報が提供されている場合には、改めて7月1日以降に確認された情報の提供を求める等により、継続免除等審査に係る事務を的確に実施すること。」を指示した。</p> <p>なお、番号利用法に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した行政機関等間の情報連携については、機構等から地方公共団体等への情報照会の試行運用を平成31年4月から開始しており、試行運用の状況等を踏まえ、順次本格運用に移行する予定である。</p> <p>⇒① ii) 番号利用法に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した行政機関等間の情報連携については、機構等から地方公共団体等への情報照会の本格運用を令和元年7月1日から順次開始した。</p> <p>継続免除等審査のための情報照会については、一定期間に大量の照会を行うことについてのシステム上の課題等を踏まえ、厚生労働省から地方厚生(支)局宛てに「令和2年度の免除勸奨等事務における媒体等による所得情報等の提供依頼について」(令和2年5月</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>所)</p> <p>その中には、市から1月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等の提供を受け、当該情報に基づいて継続免除等審査を行った結果、7月1日時点の情報により審査していれば免除が承認されていた者について、不承認としていた例あり</p> <p>○ 市への情報提供依頼時に、所得情報等に係る確認を行うべき時期が7月1日以降であることを示していない例(25/36年金事務所)や、市から提供された所得情報等が、どの時点の世帯構成に基づいたものかを確認していない例(7/36年金事務所)あり</p> <p>イ 法定免除審査の的確な実施</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 生活扶助受給者は法定免除に該当し保険料の納付義務が免除され、生活扶助受給者となった場合又は生活扶助受給者でなくなったときは、その旨を機構に届け出る義務あり(国民年金法)</p> <p>○ 年金事務所は福祉事務所や市町村に対し、生活保護情報の提供を依頼可能(平成19年国民年金法改正)。年金事務所では、生活保護情報を基に、法定免除該当者等に対し当該届出を勧奨し、勧奨を行っても当該届出がない場合については、一定期間経過後、職権により法定免除に該当又は法定免除が消滅した旨の処理を実施可能(国民年金法施行規則)</p> <p>○ 行動計画では、必須対策として、「適正な法定免除処理(注)」を規定 <small>(注) 年金事務所が、法定免除該当者又は法定免除非該当者について、市町村等関係機関及び関係部署との連携により、適確に把握し、国民年金法施行規則第75条及び第76条に基づき適正に処理すること。</small></p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 市町村から生活保護情報の提供を受けられず、法定免除該当者や法定</p>	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>29日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡)を発出し、令和2年度も引き続き、市町村からの媒体等による所得情報等の提供について、管内市町村に対する周知依頼を行った。</p> <p>令和3年度から国民年金保険料の継続免除等審査を上記システムを用いて行うことができるよう、関係機関のシステムにおける一定の制約及び当該事務の実施スケジュール等を考慮しつつ、関係機関と調整の上、検討・準備を進めていく。</p> <p>→② 平成31年課長通知により、機構に対し、「生活保護情報の提供について協力を得られていない市町村及びその理由について把握を行う」よう要請した。</p> <p>これを受け機構本部は、平成31年3月18日に年金事務所に対し、生活保護情報の提供について協力を得られない市町村及びその理由について報告を求めており、対応案を含め報告内容を取りまとめ、その実態を把握・分析する予定である。同結果を踏まえた新たな実施方策は、令和元年7月に機構本部から厚生労働省に報告される予定である。</p> <p>⇒② 令和元年10月、機構から、関係機関との協力・連携に係る取組について、その実態を把握・分析した結果に関する報告を受けた。</p> <p>これを踏まえ、市町村等からの生活保護情報の提供については、厚生労働省において、地方厚生(支)局に対し、「生活保護情報の提供について」(令和2年3月16日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡)を発出し、機構からの生活保護情報の提供依頼に対する協力について、管内市町村に対する周知依頼を指示するとともに、都道府県等の生活保護担当課に対し、年金事務所等からの情報提供依頼に対し必要な協力を行うよう依頼する文書を発出した。</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>免除非該当者に対する届出勧奨及び職権処理を実施できていない等、「適正な法定免除処理」の取組が実施できていないとする年金事務所あり（平成 28 年度 17 年金事務所、29 年度 15 年金事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構は、生活保護情報の提供について協力を得られていない市町村数やその理由について未把握 ○ 生活保護情報の提供に関しては、平成 25 年 10 月に各都道府県等の生活保護担当課に対し協力をを行うよう依頼する文書を発出しているが、それ以降、厚生労働省は機構における生活保護情報の把握状況等を特段把握しておらず、市町村に対して生活保護情報の提供に関し、特段の協力の要請等も未実施 <p>(2) 追納制度の利用の促進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、低年金者の発生を抑止する観点から、追納制度の利用の促進を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次期中期目標において、追納制度の利用の促進を明確に位置付け、機構に対し、追納制度の利用の促進に係る目標の設定、追納勧奨に積極的に取り組むことの奨励等、具体的な方策を検討するよう指導すること。 ② 機構に対し、追納制度利用者や追納を必要とする層等についての把握・分析等を行った上で、効果的かつ効率的な追納勧奨方策について検討するよう、指導すること。 </div> <p>(説明) <制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 免除等の適用を受けた期間の保険料は、本人の申出により、10 年以内の保険料に限り、全部又は一部を追納することが可能（国民年金法） 	<p>これらを受けて、機構においては、令和 2 年 3 月、年金事務所に対し、生活保護情報が未提供となっている市町村を対象に、生活保護情報の提供依頼を行うよう指示した。その結果、生活保護情報の提供が可能となった市町村数は、平成 31 年 3 月末時点で 1,197 市町村（全市町村数の 68.8%）であったものが、令和 2 年 10 月末時点で 1,663 市町村（同 95.5%）と増加した。</p> <p>また、令和 2 年 9 月に、機構から年金事務所へ、生活保護情報が未提供となっている市町村に対し、再度、提供依頼を行うよう指示した。</p> <p>法定免除の的確な実施のため、引き続き機構において、定期的に市町村に対し生活保護情報の提供依頼を実施していく。</p> <p>→①及び② 中期目標において、「追納制度のこれまでの対策の分析を行い、効果的・効率的な追納勧奨を実施すること」として、追納制度の利用の促進を位置付けた。</p> <p>また、中期計画において、「追納勧奨について、これまでの対策の分析を行い、対象層への効果的・効率的な勧奨を実施する。」と記載した。</p> <p>さらに、平成 31 年課長通知により、機構に対し「追納制度利用者や追納を必要とする層等についての把握・分析等を行った上で、効果的かつ効率的な追納勧奨方策について検討する」よう要請した。これを受け、機構において、追納勧奨の効果が高いと思われる層を把握するため、追納申込書が処理された者を無作為で抽出する分析を行った結果、学生納付特例期間を有する 20 歳代後半から 30 歳代前半の方に対する勧奨効果が高いことが判明した。同結果を踏まえ、平成 31 年度計画において、「追納勧奨について、これまで実施してきた 2 年目及び 9 年目に加え、</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 厚生労働省は、追納制度の利用を促進するため、機構に対して、免除等の適用を受けた期間が2年目及び9年目となる期間を有する者に対し、追納勸奨状の送付を行うよう指示</p> <p>○ 機構は、毎事業年度の行動計画において、年金事務所に対し、追納勸奨状の送付計画及び送付実績を機構本部に報告するよう指示</p> <p><調査結果の概要></p> <p>ア 追納勸奨の実施状況</p> <p>○ 追納勸奨状の送付を全く行っていない年金事務所あり（平成28年度6年金事務所、29年度5年金事務所）</p> <p>○ 機構本部に報告している追納勸奨状送付予定件数と実際に送付した件数に大きな乖離がある例など、追納勸奨状の送付計画が形骸化していると考えられる例あり</p> <p>○ 追納勸奨状の送付以外に、特段の追納勸奨を行っている例なし</p> <p>年金事務所からは、「追納されても納付率に影響しないことから、追納勸奨業務は、他の収納対策業務に比べ、実施の優先順位が下がる」等、追納勸奨の実施に消極的な意見あり</p> <p>○ 中期目標及び中期計画には、追納制度の利用の促進について特段の記載なし</p> <p>イ 追納制度の利用状況</p> <p>○ 機構は、追納制度の詳細な利用状況について未把握</p> <p>○ 当省において、追納制度の利用状況を試算したところ、免除等が承認された月数に占める追納月数の割合は4.4%</p> <p>ウ 効果的かつ効率的な追納勸奨方策の検討</p>	<p>追納制度の利用割合が高い、学生納付特例期間を有する20歳代後半から30歳代前半の方に対して勸奨を実施する。」と明記したところ。</p> <p>このようなことから、令和元年度は追納制度の利用が多いと考えられる20代後半から30代前半の第2号被保険者に対し、312年金事務所全てにおいて追納勸奨状を送付する予定である。</p> <p>⇒①及び② 追納勸奨については、機構において、令和元年度は、これまで実施してきた2年目及び9年目の免除等期間を有する者（計760万人）に加え、新たな取組として、大学卒業からおおむね5年経過した方（27歳到達者）であって、学生納付特例期間を有する厚生年金保険加入者（45.7万人）を対象に実施した。その際、年金事務所においてこれらの追納勸奨を確実にを行うよう、機構本部から年金事務所に指示書を出し、具体的な勸奨手順を示した。</p> <p>これらの取組の結果、令和元年度の追納制度の利用者は、平成30年度の16.6万人に比して1.9万増の18.5万人となった。</p> <p>なお、機構本部において増加要因を分析したところ、2年目及び9年目の層が増加しており、新たに勸奨対象とした27歳到達者の層は増加していなかった。こうした結果も踏まえ、今後も、追納制度の利用の促進に着実に取り組むこととし、令和3年度は、2年目及び9年目の層への勸奨を実施するとともに、勸奨に対する効果を検証し、新たな対象者の選定を検討する。</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 「国民年金被保険者実態調査」(平成 27 年 12 月厚生労働省)によると、保険料免除制度を知っていると回答した者のうち追納制度を知っていると回答した者の割合は、50%強</p> <p>○ 当省において、45 年金事務所が平成 28 年度に受け付けた追納申込者のうち無作為に抽出した 450 人について、年齢、免除等種別、追納申込期間の属する年度等を分析したところ、20 歳代と 30 歳代の第 2 号被保険者の追納申込みが多数といった傾向あり</p> <p>3 国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の確保</p> <p>(1) 事務処理誤り等発生後の迅速かつ的確な処理の徹底</p> <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>厚生労働省は、機構に対する国民の信頼性の向上を図る観点から、機構に対し、本来のルールに沿わない取扱いをする事案の定型化や個別協議を要する事案の絞り込み等により、事務処理誤り等発生後の処理を迅速化するよう、指導する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 機構は、事件・事故・事務処理誤り(以下「事務処理誤り等」という。)の発生防止等のための取組を実施</p> <p>① 中期計画及び年度計画において事務処理の正確性を確保することを目標に設定</p> <p>② 「事務処理誤り等に関する緊急再発防止策」を策定し、事務処理誤り等防止推進者の指定、業務処理マニュアルの改善、人事評価における事務処理誤り等のウェイトの引上げ、無予告特別監査の実施等を規定</p> <p>○ 機構は、対応要領を定め、お客様対応等の事務処理誤り等への対応が</p>	<p>→ 個別協議事案として多くを占める「強制加入期間として納付したが、当該期間が後に任意加入期間と判明した場合」等における国民年金法(昭和 60 年改正前)附則第 6 条の 2 に係る個別協議について、これまでは機構本部で対応していたが、対応方針が既に確立していることから、事務処理の迅速化等を図るため、本部への協議を不要とし、年金事務所において処理を可能とする措置を、機構本部から平成 31 年 3 月 15 日に年金事務所等に対して指示したところ。なお、そのほかの事案の類型についても、同様の措置が可能かどうか引き続き検討する。</p> <p>また、本行政評価・監視の調査時点において、個別協議事案に係る機構本部での処理に要した期間は平均 102 日であったが、個別協議を担当する部署内で事案処理に対応する担当者を増員する等により、平成 30 年度は、平均 49 日と改善しているところ。</p> <p>⇒ 機構本部においては、引き続き個別協議事案の類型分けを進め、令和 2</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>完了した後、原則として判明後 1 週間以内に再発防止策を含む完了を報告すること等を規定</p> <p>○ 業務処理要領において、国民年金の特定事由該当申出制度（注）の対象とならない事務処理誤り等については、機構本部に処理方針について個別協議を行うよう、年金事務所等に指示</p> <p>（注） 特定事由（事務処理誤り等）により保険料の納付や各種手続ができなかった場合、被保険者等が厚生労働大臣にその旨の申出ができ、厚生労働大臣がその申出を承認したときは、保険料の納付や各種手続をすることが可能</p> <p><調査結果の概要></p> <p>ア 事務処理誤り等の発生防止対策の実施状況及び事務処理誤り等の発生状況</p> <p>○ 当該年度に発生した事務処理誤り等であってその年度内に判明したもののが平成 26 年度の 1,429 件から 29 年度は 1,015 件に減少しており、事務処理誤り等の発生防止対策が一定の成果あり</p> <p>○ 45 年金事務所及び 12 事務センター（計 57 か所）における 1 か所当たりの国民年金の適用及び保険料収納に関する事務処理誤り等の発生件数は、減少傾向（平成 27 年度 2.32 件、28 年度 1.77 件、29 年度 1.68 件）</p> <p>イ 事務処理誤り等の発生後の処理状況</p> <p>○ 処理完了事案（254 件）について、事務処理誤り等の判明から処理完結までの期間が 1 週間以内であった事案は 61 件（21.7%）、181 日以上であった事案が 30 件（10.7%）あり</p> <p>○ 処理完了事案の処理期間の平均は 75.1 日。このうち、機構本部に対して処理方針についての個別協議が行われていた事案（60 件）の平均処理期間は 161.0 日、個別協議が行われておらず、かつ、国民年金の特定</p>	<p>年 6 月に作成した「事務処理誤りに対する個別協議に係る事務処理手順書（国民年金個別協議）」において、機構本部で取り扱う事案を 7 類型に整理した。これにより、個別協議事案 7 類型のうち、事務処理誤りにより口座振替又はクレジットカードによる納付が行われず保険料の前納ができなかった事案等 3 類型については、令和 2 年 7 月 1 日から、これまで行われていた国民年金部での協議を不要とし、各地域部（15 部署）において、事案の分散処理等を可能とする措置を年金事務所等に対して指示することで、年金事務所における事務処理誤り等発生後の処理の迅速化を図ることとした。</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>事由該当申出制度の利用がなかった事案(179件)の平均処理期間は45.5日となっており、前者は後者の約3倍以上</p> <p>○ 個別協議が行われていた事案(60件)の内容をみると、過去に同内容の事案が多数協議されていると考えられ、また、処理方針を機構本部に個別協議する必要性が低いと考えられる事案が個別協議されている状況</p> <p>(2) 所在不明となった年金受給権者に対する的確な措置の実施 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、年金支給の公平性を確保するとともに、国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の向上を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 所在不明者の世帯主等に所在不明届の的確な提出を促す等の協力を関係機関に対し要請したり、後期高齢者医療の利用情報等を活用した定期的な調査を行ったりする等、所在不明となった年金受給権者を的確に把握するための方策を検討すること。</p> <p>② 機構に対し、所在不明届を受け付けた際、所在不明となった日から当該所在不明届の提出までに長期間を要している場合には、その理由を確認するとともに、必要に応じ当該受給権者が所在不明となった経緯等の実態把握に努めるよう、指導すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 機構は、毎月、J-LISから住基ネットに登録された受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、必要な確認を実施(住民基本台帳法)。本人確認情報の提供を受けることができない受給権者に対しては、年1回、現況届を送付(国民年金法施行規則)</p>	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>→① 平成31年1月、所在不明届の提出を促す広報用のチラシを作成した。また、「所在不明届の提出に係る周知広報等について(協力依頼)」(平成31年1月25日付け年管管発0125第3号厚生労働省年金局事業管理課長通知)により、地方厚生(支)局を通じて、市町村に対し、窓口への上記チラシの設置、広報誌等への掲載及び国民年金担当窓口における所在不明届の届出の説明を要請する協力依頼を行った。</p> <p>また、後期高齢者医療を一定期間利用していない者の情報及び機構が保有する郵便物の未送達情報を活用し、所在不明の疑いのある年金受給権者に対し3年程度の間隔で定期的な調査を実施する予定であり、令和2年度の初回実施に向け、具体的な調査方法を現在検討しているところ。</p> <p>なお、上記の調査結果及び機構が保有する郵便物の未送達情報について、市町村に対し、住民票の削除や記載の修正等の住民基本台帳に関する事務を行う参考資料として情報提供を実施する方向で関係機関と調整中である。</p> <p>⇒① 所在不明の疑いのある年金受給権者の生存の事実を確認するため、機構に対して「後期高齢者医療の医療給付を一定期間利用していない被保</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 世帯主等に対し、当該受給権者の所在が1か月以上明らかでないときは、所在不明届を提出するよう義務付け（平成24年国民年金法改正）</p> <p>○ 機構は、受給権者が、現況届や機構が求める書類を提出しない場合には、年金支給の一時差止が実施可能（国民年金法）</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <p>ア 所在不明者の把握状況</p> <p>○ 所在不明届（54件）のうち、受給権者が所在不明となってから1か月を経過した日から起算して1年以上経過してから提出されたものが19件（35.2%）あり、世帯主等による速やかな届出が励行されていない状況</p> <p>○ 厚生労働省や機構本部は、警察や市町村に対し、所在不明届の提出に係る周知依頼等を未実施</p> <p>○ 平成22年（後期高齢者医療の情報を利用）及び25年（介護保険料の情報を利用）に、全国の受給権者の生存確認等調査を実施して以来、同様の調査は未実施</p> <p>イ 所在不明届受付後の対応状況</p> <p>○ 所在不明となった日から所在不明届が提出されるまでに長期間が経過していたため、この間に多額の年金が支給されていた例あり</p> <p>○ 調査対象年金事務所では、受給権者が所在不明となった経緯や所在不明となった日以降に支払われた年金の行方等について積極的に聴取している例なし</p>	<p>険者に係る情報等を活用した所在不明の疑いのある年金受給権者の調査について」（令和2年2月28日付け年管管発0228第6号厚生労働省年金局事業管理課長通知）を発出し、後期高齢者医療の未利用情報等を活用した調査を3年程度おきに定期的実施することとした。</p> <p>調査対象者の抽出は、令和2年7月末に終わっており、当初は、同年12月末までに訪問調査を終える予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて、現在、3年6月からの訪問調査の実施に向けて調整を進めているところである。</p> <p>なお、訪問調査の結果及び機構が保有する郵便物の未送達情報については、住民基本台帳に関する事務を行う参考資料として、情報の提供を希望する市町村に提供を行う予定である。</p> <p>→② 平成31年課長通知により、機構に対し、年金受給権者が所在不明となった日から当該所在不明届の提出までに長時間を要している場合、届出が遅れた理由及び当該受給権者が所在不明となった経緯等の実態把握に努めるよう要請した。</p> <p>これを受け、機構において、所在不明となった日から当該所在不明届の提出までに3か月以上経過していた場合、当該受給権者が所在不明となった経緯や届出が遅れた理由等を所在不明届の提出者に対して聞き取る実態把握を実施しているところ。なお、実施期間は平成31年3月1日から令和元年8月30日までを予定している。</p> <p>⇒② 平成31年課長通知を受け、機構において、調査期間中（平成31年3月～令和元年8月）に所在不明届の提出のあった151件中、所在不明となった日から当該所在不明届の提出までに3か月以上経過していた52件の提出者に対して実態把握を行った結果は以下のとおりであった。</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(3) 国民の視点に立った年金業務の実施</p> <p>ア 失業特例免除申請書の添付書類の見直し</p> <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、失業特例免除の申請における申請者の負担軽減を図る観点から、システムで管理されている前回申請時の離職票等の画像データを活用することにより、失業特例免除の承認を受けた者が次免除年度に同一の離職の事実に基づき失業特例免除の申請を行った場合には、離職票等の提出を求めない取扱いとする必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 失業により保険料を納付することが困難と認められるときは、失業特例免除を受けることが可能（国民年金法）</p>	<p>提出が遅れた理由については、「所在不明届の提出が必要であることを知らなかった」という回答が最も多く、回答全体の6割強を占めていた。所在不明届の提出が必要であることを知ったきっかけについては、「年金事務所や市町村で説明を受けた」という回答が最も多く、回答全体の7割を占めていた。</p> <p>今回の調査から、所在不明届の提出に当たっては年金事務所や市町村窓口における説明が効果的であるとの結果が得られた。このため、年金事務所において所在不明届の提出を促す説明を継続的に実施している。</p> <p>また、市町村に対しては、「所在不明届の提出に係る周知広報等について（協力依頼）」を発出し、市町村窓口への広報用チラシの設置や広報誌等への掲載及び国民年金担当窓口における所在不明届の提出を促す説明を継続的に実施することにより、所在不明届の提出の漏れや遅延の防止に努めている。</p> <p>→ 令和元年10月から経過管理システム(注)において処理する対象として免除申請書等を追加することにより、離職票等の添付書類を画像データとして取り込むことが可能となることから、次の免除年度以降、離職票の提出を求めない取扱いとすることを予定している。</p> <p>(注) 被保険者等から提出される届書や申請書（紙媒体のほか、電子媒体、電子申請による届書、申請書及び添付書類を含む。）について、審査、決裁に係る電子決裁処理及び受付から結果の通知までの処理の経過を一元管理するシステム</p> <p>⇒ 令和元年10月から、経過管理システム上で前回申請時の離職票等の画像データを確認することは可能となったが、1件ごとに画像データを検索</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 失業特例免除については、継続免除の仕組みがないため、免除年度ごとに申請書や離職票等の提出が必要</p> <p><当省に寄せられた行政相談の概要></p> <p>○ 失業特例免除申請時に離職票等の写しを提出して承認されたが、翌免除年度に同一の失業事由による申請をした際にも、再度、離職票等の提出を求められた（2回目は不要にできないのか。）。</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 失業特例免除の承認処理が行われた事案（60 事案抽出）の全事案において、離職票等が添付されており、中には、当該申請に係る免除年度の前免除年度についても失業特例免除が承認されていた者が複数あり</p> <p>○ 平成 30 年度から紙媒体の届出書、申請書及び添付書類を画像化してシステム上で管理する取組を開始しており、次回以降の申請時の審査における過去の離職票等の確認が容易になると考えられる。</p> <p>イ 口座振替による前納の見直し</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、多様な保険料の納付手段を確保することにより、被保険者の利便性の向上を図る等の観点から、口座振替による 2 年前納の受付時期の見直し及び任意の月から当年度末又は翌年度末までの口座振替による前納の申出の受付について検討する必要がある。</p> </div> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 被保険者は、申出により、将来の一定期間の保険料を前納することが可能（国民年金法）</p>	<p>する事務負担が予想以上に大きかったことから、審査時の利便性向上のため、前回申請時の画像データが自動的に画面上に参照されるよう追加的なシステム開発を実施することとし、3 年度予算に係る経費を計上した。</p> <p>そのため、令和 3 年度からシステム開発に着手しており、失業特例免除の承認を受けた者が次免除年度に同一の離職の事実に基づき失業特例免除の申請を行った場合には、4 年度中に離職票等の提出を求めない取扱いとすることを予定している。</p> <p>→ 金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の申込みができるサービスを活用することにより口座振替を開始する手続完了までの期間が短縮されることから、同サービスを活用することにより 2 年前納の受付期限を見直すことが可能となるか検討するため、実際に当該サービスを導入している機関（地方公共団体）への訪問調査を平成 31 年 4 月から開始しているところである。今後、同調査結果を踏まえ、金融機関のキャッシュカードを登録する専用端末の調達及び設置に係るセキュリティも含め導入を検討していく予定である。</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 前納保険料額は、通常の保険料額から政令で定める額を控除した額とされており、前納できる月、方法、納付時期及び前納保険料額については、毎年、厚生労働大臣が告示</p> <p>＜当省に寄せられた行政相談の概要＞</p> <p>○ 3月に20歳になったので、同月から保険料を割引額が最も有利な口座振替による2年前納を利用しようとしたが、その申込受付は2月末で終了しており、次の申込時期まで口座振替による2年前納が利用できなかった。このような取扱いは不合理ではないか。</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <p>(2年前納の申出期限の変更又は申出の事前受付)</p> <p>○ 口座振替による2年前納の申出期限は、毎年2月末としており、その理由について、機構は、「口座の登録等の事務作業に2か月程度の期間を要するため」と説明</p> <p>このため、第1号被保険者資格の取得時期により、口座振替による2年前納の利用開始可能時期に差異あり</p> <p>○ マルチペイメントネットワークシステム等を活用し、口座振替の申出から利用開始までの期間を短縮することができれば、2年前納の申出期限を3月末にできる可能性あり</p> <p>(任意の月から当年度末又は翌年度末までの口座振替による前納)</p> <p>○ 保険料額の決定時期との折り合いで、任意の月から24か月分の前納は不可</p> <p>○ 現在、納付書による納付であれば、任意の月から翌年又は翌々年3月までの期間の分の前納を申し出ることができるが、口座振替等では、これが認められていない状況</p>	<p>また、任意の月から当年度末又は翌年度末までの口座振替の前納については、令和元年度中に、対応に係る費用対効果やシステム改修についての影響調査を行う予定である。</p> <p>⇒ 現在の国民年金保険料口座振替納付申出書による口座振替の前納の申込手続では、申出から実際の口座振替の開始までに一定の期間を要し、その間の保険料は納付書により毎月納付する必要がある。このため、任意の月から口座振替による前納の申出を受け付けたとしても、結果として、該当期間を全て納付書で前納した場合と比べ、割引額が被保険者にとって不利となることから、現在の手続の下では、任意の月からの口座振替による前納に対応することが困難な状況である。</p> <p>このようなことから、任意の月からの口座振替による前納の申出の受付を可能とするためには、口座振替を開始する手続完了までの期間の短縮を図ることが不可欠であることから、上記1(2)①(p.6)のとおり、機構本部において、マイナポータルによるインターネットを利用した口座振替の申出手続を可能とする方策の検討を進めているところ、その実現に向けて課題を検討し、関係行政機関等と調整の上、令和3年度中に結論を得ることとしている。</p> <p>なお、平成31年4月から開始した訪問調査の結果、上記1(2)①(p.6)のとおり、費用対効果の面や、現在、規制改革において全ての行政手続の書面・押印・対面の見直しが進められている点等を踏まえ、年金事務所での対面での手続を前提とする新たなサービスの導入は難しいと判断した。</p> <p>こうした対応と併せて、口座振替による2年前納の受付時期の見直し及び任意の月から口座振替の前納の申出を受け付けることができる措置について実現を図るべく検討を進め、令和3年度中に結論を得る。</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 口座振替による年度途中の任意の月から翌年又は翌々年 3 月までの期間の分の前納の申出を受け付けることについて、口座振替は自動更新のため納め忘れがなく、納付時の手間が少ないことから被保険者の負担軽減につながるといった点等から検討の余地あり</p> <p>ウ 前納保険料の口座振替の中止に係る事務の改善 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、前納保険料の口座振替の中止に係る事務の改善を通じて被保険者及び年金事務所双方の負担軽減を図る観点から、機構に対し、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 前納保険料の口座振替利用者に対し、口座振替開始通知書等で注意喚起する、事業主等の協力を得て周知を行う、ホームページ等に案内を掲載する等により、当該利用者が第 1 号被保険者の資格を喪失した場合に速やかに口座振替辞退申出書を提出することを促す取組を実施すること。</p> <p>② 当該利用者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止の手續を執る取組を全国の年金事務所で実施するよう促すこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 口座振替に係る事務は、</p> <p>① 機構において口座振替情報の変更・取消し等の入力を行う締切日の翌営業日に、当月の振替日において口座振替を実施する者のデータを抽出</p> <p>② 抽出データを基に作成されたデータを各金融機関に送付</p> <p>③ 振替日に、被保険者の届出口座から保険料を引き落としという流れで実施</p>	<p>→① 前納保険料の口座振替利用者が第 1 号被保険者の資格を喪失した場合に、速やかに口座振替辞退申出書を提出することを促すため、口座振替利用者に対して送付される口座振替開始通知書等での注意喚起を行うとともに、平成 31 年 4 月 1 日、機構ホームページにおいて、「新たに就職した場合の口座振替停止に係る Q & A」として口座振替辞退を促す内容の案内を掲載した。</p> <p>また、事業主等の協力を得て行う周知については、事業所で新たに採用した者であって国民年金から厚生年金に切り替わる者に対して、口座振替辞退申出書の提出を周知するよう、事業主等に対し、令和元年 9 月以降、事業主へ送付している社会保険料の納入告知書(納付書)に同封するチラシに掲載し、協力依頼する予定である。</p> <p>⇒① 前納保険料の口座振替利用者が第 1 号被保険者の資格を喪失した場合に、速やかに口座振替辞退申出書を提出することを促すため、事業所で新たに採用した者であって国民年金から厚生年金に切り替わる者に対して、口座振替辞退申出書の提出を周知するよう、事業主へ送付している社会保険料の納入告知書(納付書)に同封するチラシに掲載し、令和元年 9 月、2 年 3 月及び 9 月並びに 3 年 3 月に、事業主等に対する協力を依頼した。</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 前納保険料の口座振替は、一度認められれば自動的に同一の方法・期間で継続されるため、中止するためには以下の中止手続が必要</p> <p>① 口座振替辞退申出書の提出・処理</p> <p>② 第1号被保険者資格の喪失処理（事業所からの厚生年金被保険者資格取得届の提出・処理）</p> <p>（注） 上記①②は、機構の処理が締切日前なら当月末から、締切日後なら翌月末から口座振替が中止</p> <p>③ 締切日以降に口座振替辞退申出書の提出があった場合、又は、事務センター長若しくは年金事務所長がやむを得ない理由があると判断した場合に、年金事務所が金融機関に依頼する緊急停止（毎月25日前後まで可能）</p> <p>＜当省に寄せられた行政相談の概要＞</p> <p>○ 子が4月から企業に就職し、厚生年金保険に加入したが、前納保険料2年分を引き落とすとの通知が届いた。</p> <p>たとえ後日還付されるとしても、一旦40万円近くのお金を口座に準備しておかねばならないのは大変であるし、振替直前になってからこのような通知が届くことに納得できない。</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <p>○ 口座振替辞退申出書の提出に係る周知状況等を調査したところ以下のような状況あり</p> <p>① 次回の保険料の口座振替が行われる旨の通知は、毎年、4月中旬に発送されており、当該通知により前納保険料の口座振替を中止する必要があると知ったとしても、原則として、緊急停止の手続が必要となる状態</p>	<p>あわせて、令和2年3月及び3年3月に市町村向け情報誌「かけはし」を活用して、市町村に対して、窓口において、厚生年金保険に加入すると申出があった方に対して、口座振替辞退手続の案内を行うよう依頼した。</p> <p>⇒② 前納保険料の口座振替者から口座振替辞退申出書の提出がない場合であっても、国民年金被保険者資格の喪失及び口座振替の停止処理を早期に行うため、平成31年4月から機構において、各事務センターにおける業務量に応じた職員の増員、業務用端末機器の増設、繁忙期や業務量の多い事務センターに対する他の事務センターや年金事務所による支援を実施し、厚生年金保険被保険者資格取得届の処理の迅速化を行った。</p> <p>さらに、過誤納金が発生した者であり口座振替を実施している者については、これまで還付通知書兼還付請求書を送付し、還付請求書に記入の上、提出してもらう必要があったが、今後は、被保険者の負担を軽減するため、振込通知書を送付するとともに機構に登録されている口座に直接還付金を振り込む方式への変更を検討する。</p> <p>なお、口座振替開始通知書等での注意喚起や事業主への協力依頼等を行うとともに、更なる口座振替利用者の負担軽減のため、国民年金保険料の過誤納金が発生しないような方策について引き続き検討する。</p> <p>⇒② 一部の年金事務所で実施されている口座振替利用者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止の手続を執る取組については、機構本部において、「業務ナレッジ」として認定し、周知しているところであるが、前納保険料の過誤納金の発生を防止する上で重要な取組であり、全国の年金事務所において、こうした取組が実施されるよう、令和</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>② 機構のホームページや口座振替辞退申出書には、4月に就職等により前納保険料の口座振替を中止する必要がある者に対し早期提出を促す記載なし</p> <p>③ 大学等の卒業が見込まれる第1号被保険者であって前納保険料の口座振替を実施している者に対し周知文書を送付することで、口座振替辞退申出書の提出を促し、緊急停止依頼件数を減少させている例あり</p> <p>○ 年金事務所間で緊急停止の取扱いや口座振替の中止に係る事務処理が区々となっている状況あり</p> <p>エ 納付順を誤った追納の処理の弾力化 (勸告要旨)</p> <p>厚生労働省は、追納制度の利用を促進するとともに、被保険者及び機構双方の負担軽減を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 一部の年金事務所及び事務センターにおいて実施されている、独自に作成した追納順に関する注意喚起文書を追納保険料の納付書に同封する等の取組について、全国の年金事務所及び事務センターに横展開すること等により、追納をするときは、原則として、先に経過した月の分から順次追納しなければならないことについての周知を徹底すること。</p> <p>② 納付順を誤った追納に係る保険料について、一律に還付処理として</p>	<p>3年3月、その手順も含めて改めて周知徹底し、緊急停止の手続を執る取組を促進した。</p> <p>あわせて、一部の年金事務所では、口座振替による前納を実施している第1号被保険者で一定の年齢に達した者に対し、口座振替辞退申出書の提出に係る注意喚起を促す案内を出す取組を行っているが、国民年金保険料の過誤納金発生防止の効果が見られる取組については、改めて各拠点における好取組事例の報告を求め、各取組の効果検証を行い好取組として促進すべき事例と判断された場合には、全国の年金事務所に周知を図る予定である。</p> <p>また、過誤納金が発生した場合における口座振替利用者に対する還付処理については、登録されている口座が必ずしも本人名義とは限らないこと等も踏まえ、引き続き、直接の還付を速やかに行う方法についても検討を進めた。</p> <p>今後、更に具体的な還付の方法について検討を進め、令和3年度中に結論を得る。</p> <p>→① これまでは全国の各年金事務所及び事務センターにおいて追納保険料の納付書に同封するチラシを独自で作成している例があったが、先に経過した月の分から順次追納しなければならないことについての周知を徹底するため、令和元年7月、機構本部において統一的な内容のチラシを作成し、全国の年金事務所及び事務センターにおいて当該チラシを使用するよう指示する予定である。</p> <p>⇒① 追納をするときには、先に経過した月の分から順次追納しなければならないことについての周知を徹底するため、機構本部において、追納順</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="210 204 1122 247">いる取扱いを見直すこと。</p> <p data-bbox="210 256 293 288">(説明)</p> <p data-bbox="194 304 416 336"><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="194 352 1122 432">○ 追納可能期間について、その一部につき追納をするときは、原則として、先に経過した月の分から順次追納する必要あり（国民年金法） <li data-bbox="194 448 1122 528">○ 納付順を誤った追納が発生した場合（保険料徴収時効が到来していない未納期間がある場合を除く。）、過誤納となり、当該保険料を還付 <p data-bbox="194 592 667 624"><当省に寄せられた行政相談の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="194 639 1122 767">○ 免除期間の追納をしたところ、年金事務所から、納付順が異なるとして還付請求をして再度追納するように言われた（せっかく追納したのだから、還付を行うことなく処理できないのか。）。 <p data-bbox="194 831 443 863"><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="194 879 1122 1054">○ 追納の納付順を誤ったことに伴う過誤納金の還付が発生した場合、過誤納金の確認、還付通知書の発行、還付請求書の受領及び審査、還付金の払出し等の事務が発生し、被保険者及び機構双方の負担となっている状況 <li data-bbox="194 1070 1122 1198">○ 12 事務センター全てにおいて、追納順誤りが発生した場合、保険料徴収時効が到来していない未納期間がある場合は当該未納期間に充当し、未納期間がない場合には還付するとしている。 <li data-bbox="194 1214 1122 1390">○ 被保険者が納付順を誤った追納事案（36 事案抽出）の中には、過誤納である旨の通知が被保険者に到達した時点では、追納未納期間について追納できる期限が到来していた例など、合理的な処理とは考えられない例あり 	<p data-bbox="1205 204 2092 336">や追納保険料に関する納付書の使用期限に関する注意事項を記載したチラシを作成し、令和元年 8 月、年金事務所等に対し、追納保険料の納付書を送付する際には当該チラシを同封するよう指示した。</p> <p data-bbox="1149 400 2092 528">⇒② 納付順を誤った追納に係る保険料について、一律に還付するのではなく追納申込期間のうち最も古い期間から充当する取扱いとするよう検討しているところ。</p> <p data-bbox="1205 544 2092 719">また、機構において、納付順を誤って追納した保険料を還付とせず、追納申込期間のうち、最も古い期間から充当するためのシステム改修を実現した場合の影響調査を平成 31 年 2 月から実施しており、今後、同調査の結果を踏まえ、システム改修を実施する予定である。</p> <p data-bbox="1149 783 2092 1007">⇒② 納付順を誤った追納保険料については、還付せず充当できる取扱いとするよう、追納申込期間のうち、最も古い期間から充当するためのシステム改修を実施した。令和 3 年 2 月にシステム改修が完了し、同月 26 日から、納付順を誤った追納保険料については、還付せず充当できる取扱いとしている。</p>